

博士学位請求論文 審査報告書

報告番号 甲 乙 第 号

氏名 太田克也 君

論文題目 中世和歌の文献学的研究——歌書の機能と本文——

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学教授（文学部）・文学研究科委員 小川 剛生

副査 慶應義塾大学教授（附属研究所斯道文庫） 佐々木 孝浩

副査 東京大学教授（史料編纂所） 藤原 重雄

論文概要

本学位請求論文は、中世における歌書、すなわち和歌とそれに関係した著作を対象に、歌人社会で果たした機能、また享受される本文の変容という二つの問題を、文献学的方法によって考察し、中世和歌文学の特質を明らかにしようとしたものである。

構成は以下のようになっている。

例言

序章

第一部 機能

第一章 初期南都興福寺の和歌的環境——藤原教長の初学期の背景——

第二章 正治奏状の諸本と伝来

第三章 家長日記の書誌学的考察

第四章 家長日記成立論——家長本新古今和歌集との関係——

第二部 本文

第一章 治承三年十月右大臣家歌合の第二類本文

第二章 熊野懷紙・熊野類懷紙の模写・模刻

——國學院大學図書館所蔵「久我家文書」及び国立歴史民俗博物館所蔵
「聆涛閣集古帖」所収史料——

第三章 道助法親王家五十首の基礎的考察——伝本分類・本文・合点——

第四章 三条西実隆「享祿四年三月春日法樂百首」の本文

——雪玉集定数歌部との関係——

終章

論文要旨

太田君は、卒業論文から一貫して、院政期を中心とする中世の歌壇研究に取り組んでおり、その成果を学会誌・大学紀要などの刊行物に定期的に発表してきた。この学位請求論文は、既発表論文9本を改稿した上で二部八章に構成し直し、さらに序章と終章を付したものである。

中世は平安時代後期から室町時代までを含むが、和歌史上の劃期となったのは平安時代後期（院政期）から鎌倉時代前期にかけてであり、太田君もこの時期を主たる対象とする。この時期の和歌を特徴づけるものに、「題詠の一般化」と「歌人層の拡大」があり、これら二つの事象を支えたのが「歌書」である、ととらえている。

歌書とは、歌集や歌学書・歌論書のみならず、歌会や歌合の一座を記録したもの、百首歌など定数歌作品を集成したもの、和歌に関するさまざまな故実や知識を記録したものなど広範に亘るが、この時期の歌書は質量とも充実し、後世に与えた影響も多大である。太田君は原本のみならず、後世に享受された伝本をも含めて考察し、その特質を明らかにするため、「機能」と「本文」という二つの視点を立てた。

第一部「機能」は、歌書が各時代の歌人たちの営みにおいてどのような働きをしたか、という点を、作品の成立時の状況、享受の場の復原に重点を置いて考察した論攷から構成される。

第一章「初期南都興福寺の和歌的環境——藤原教長の初学期の背景——」は、崇徳院近臣であり著名な歌学者であった藤原教長の伝記を再考察、同時代の廷臣歌人とは異なり、南都興福寺の歌壇のうちで成長した可能性を指摘、さらに薫陶を受けた宗延・勝超という興福寺の学僧の存在を明らかにする。ともに優れた学僧でありながら、歌人としても活動し、勅撰集入集も果たした。こうした僧綱の和歌活動の検討を通して、都から地理的に離れた、南都寺院文化圏における詠歌の水準と特異性を考察、その活動を支えた歌書を想定する。院政期は歌学が盛んであり、詠歌にあたりこうした学書が参照され、生み出されることは指摘もあったが、南都でも豊富な歌学知識を備えた好士が出現し得たのは、歌書が流布していたからであると推測する。これを歌書が空間を超えた好例であると評価する。

第二章「正治奏状の諸本と伝来」では、正治二年(1200)、藤原俊成が後鳥羽上皇に奉った正治(仮名)奏状を取り上げる。この奏状は子息定家を強力に推薦するのみならず、他の歌道師範家に対する御子左家の優位を主張したもので、同家の歌壇制覇に寄与したとも言える重要な歌書である。本文の性格をたんねんに分析した上で、諸本を再分類、

伝本と本文の再評価を試みた。伝本には完本・略本の二系統があること、略本は完本の忠実な抄出でなく独自の節略が行われていると指摘、この作品を考える基礎を据える。ついでその後は冷泉家に伝来していたのを、関白一条兼良が着目し、一条家殿上人の藤原経清により、文安二年（1445）に書写されたことを明らかにした。この本こそが現存諸本の祖本である。歌道家相伝の秘本が時を経て人々に享受され、思いがけず広まったことになり、歌書が時間を越えた事例であると評価する。

第三章「家長日記の書誌学的考察」と第四章「家長日記成立論——家長本新古今和歌集との関係——」では、後鳥羽院の六位蔵人・院蔵人であり、新古今集の時の和歌所開闔として活躍した源家長の日記を取り上げる。この作品は新古今歌壇の最盛期を伝える仮名日記として広く知られてきたが、実はどの伝本にも錯簡があり、かつ尾闕で、成立年代や執筆動機も推定に頼ってきた。太田君は「歌書」という観点で再検討、作品の成立事情や伝来の状況を考察した。伝本の形成過程や関係性を解明すべく諸本の調査を行い、流布状況を跡付けることで、江戸時代に入ってから伝本が形成され始めたことを明らかにする。鎌倉期書写の冷泉家時雨亭文庫蔵本が諸本の祖本であり、錯簡も同本に由来することを突き止める。その錯簡を糺し、従来成立や解釈上に問題となっていた本文の校訂について私案を提示する。続いて、この日記が蔵人を世襲する廷臣の「家記文書」としての性格を有し、想定した読者は子息か親族であろうと推定する。家長は幼少の子孫が円滑に職務を果たせるように仮名という文体を採用したし、また内容も子孫がやはり治天の君のもとで和歌に関わることを予見して、和歌所の開闔としての職務を克明に記したとする。ところで、家長本新古今集は、最も信頼すべき証本であると家長自身が奥書を記した本であり、子孫のもとに伝えられた。源家長日記も、ともに相伝されたと推測する。しかし、孫家棟が不慮の横死を遂げ、家系は断絶した。蔵書は庇護者であった藤原為家のもとに移り、勅撰集編纂を代々の家業とするようになった御子左家が、源家長日記を和歌所の編纂実務の史料として重宝、秘蔵したと結論する。そして、これも歌書が当初の執筆意図を越えて利用された事例であると評価する。

第二部「本文」では、歌書の本文の遡源と享受による変容とを考察の対象とし、さまざまな性格の歌書について、この問題を扱った諸論攷から構成される。

第一章「治承三年十月右大臣家歌合の第二類本文」は、治承三年（1179）十月、右大臣藤原兼実家で催された歌合について、現存伝本を整理、本文を検討した。この歌合は俊成・重家以下、御子左家・六条藤家の有力歌人が顔を揃え、和歌史上にも著名な存在である。諸本の調査も一通りなされて二類に分けられることが報告され、太田君は提供されているのは第一類の本文のみで、第二類の本文が完全な形で提供されていないことを指摘、改めて諸本を吟味し、簡校本の形で第二類の本文を提示した。第二類本には独自本文が極めて多く、かつ単なる誤写誤脱に由来しない。その違いは現存諸本の祖本の段階で生じていて、それぞれの転写の際に増幅したものであると推測する。

第二章「熊野懷紙・熊野類懷紙の模写・模刻——國學院大學図書館所蔵「久我家文書」

及び国立歴史民俗博物館所蔵「聆涛閣集古帖」所収史料——」では、和歌文学のみならず書道史的にも著名な、熊野懷紙・熊野類懷紙を取り上げる。新出の源家長・後鳥羽院・藤原信綱の模写・模刻懷紙を紹介、筆跡を中心に検討、いずれも原本を写したものであると判断した。いずれも、新出歌を含み、従来知られていた本文との異同があり、原懷紙の形態や伝来を窺えるなど、高い史料価値を有する。

第三章「道助法親王家五十首の基礎的考察——伝本分類・本文・合点——」では、仁和寺御室であった道助法親王が定家・家隆らの新古今歌人から召した五十首和歌の伝本を取り上げる。道助は後鳥羽院の皇子で、これも実質は院の主催であって、承久の乱以前では最後の大規模な歌壇行事であった。そのため写本の残存数も多い。太田君は諸本を精査し、各伝本の形態に注目し、本文の性格だけでなく、従来見逃されてきた情報をいくつか明らかにした。諸本は書式の違いを基準として四系統に分類でき、どの系統にも一長一短があるものの、第二系統に古態をとどめる伝本が多い。また後鳥羽院が各歌に付した合点は、諸本での差違が甚だしく、とても一本を翻刻しただけでは原態を復原できない。そこで現時点では最善本とされる第二系統の田中本(国立歴史民俗博物館蔵)を翻刻し、簡潔な本文異同を示している。

第四章「三条西実隆「享禄四年三月春日法楽百首」の本文——雪玉集定数歌部との関係——」では、享禄四年(1531)、三条西実隆が春日大社に奉納した定数歌作品を取り上げる。この作品は他撰の雪玉集(寛文10年〈1670〉刊)に収録されて知られていたが、近年、自筆と伝えられる九条家旧蔵本の存在が知られるようになった。まず筆跡そして本文を吟味し、作者自筆とは認め難いとして、家集に関わる一写本として捉えることが妥当であるとする。さらに調査を雪玉集の伝本に広げ、九条家旧蔵本には単純な誤りに起因する独自異文が目立つものの、実隆家集の伝本研究が進展していない現状を鑑み、本文を考える際の史料としての意義を認め、九条家旧蔵本の翻刻と主要な異同を掲げている。

審査要旨

中世和歌の史的研究は、大別すれば、歌風・歌学(歌論)・歌壇のいずれかに着目して進められてきた。このうち歌壇(史)研究は、文芸的な価値判断はひとまず措き、詠作の場を復原し、その活動、構成、互いの影響関係を考察するものである。それは厳密な史料批判を踏まえた、実証的な歴史研究の範疇に属する。とはいえ、古記録・古文書を最大限活用しても、主たる対象はもちろん歌書である。その内容が歌人の活動を伝えるのみならず、歌書の書写や講読といった研究、譲渡や相伝、ないし書写や収蔵といった事績も歌壇の重要な営みと見られるからである。

ところが、歌書は、古記録・古文書とはやや違って、原本が伝存することは稀である。勅撰和歌集でさえ撰者自筆本はほぼ遺らず、かえって編纂の途上にある一本が転写されて流布するのが普通である。歌書を研究史料として利用するには本文批判の手続きが欠

かせず、こうした基礎的な作業も広義の歌壇研究に含まれる。

院政期から鎌倉時代前期までの和歌史研究では、歌壇史・歌人伝の考察は戦後に最も進捗し、『谷山茂著作集』、橋本不美男『院政期の歌壇史研究』、井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』といった、精緻にして浩瀚な研究書が陸続と公刊された。これらは史実に関しては網羅的な内容であり、もはや問題点は残っていないようにさえ見えていた。現在もこの時期を専門とする和歌研究者は数多いが、歌風・歌学（歌論）研究が中心であり、歌壇研究はやや低調である。

しかし、こうした歌壇研究の業績も、刊行後すでに半世紀を経過した。この間に冷泉家時雨亭文庫や国立歴史民俗博物館で、歌書を大量に含む典籍コレクションが公開された。史学・語学・美術など隣接諸学との交流も進み、再検討の気運は高まっている。所蔵機関によるデジタル化の推進も追風である。太田君の研究は、まさに時宜に即したもので、着実に成果を挙げた。太田君は写本はもちろん、古記録・古文書にも豊富な書誌学上の見識を有しており、本論文でもそれは遺憾なく発揮されている。

歌書に限らず、古典文学作品の多くは、不特定多数の読者を対象とする近代以降とは異なり、共時的には限定された教養圏内で、一定の読者層に流布した。つまり、ある作品の成立を論ずるためには、作者がどのような読者を想定し、作品にどのような意図を込めたのかを考慮しなければならない。これは作品内部の読解だけではならず、外部状況、歌壇研究による考察もまた不可欠であることを意味する。一方、作品が作者の手を離れば、享受者は必ずしも作者の意図に従わない。和歌というジャンルは伝統を意識するもので、作者の意図に忠実たらしめようとするが、歌書は広大無辺な書物の海を漂い続ける以上、どこかの岸に漂着すれば変容や転生は免れない。各時代や環境に応じた受容を腑分けする必要がある。この解明も歌壇研究の方法に拠らなければならない。これが「機能」と「本文」という問題意識を設定した所以である。

たとえば、第一部の第二章は、新古今歌壇の研究にあたり、だれもが参照する俊成の正治奏状の伝本研究であり、本文批判の結論はもちろん受け容れられるものであるが、いっぽうでこの作品が室町時代以前は歌人にもほとんど知られず、前代の和文を網羅的に集成した、徳川光圀編纂の「扶桑拾葉集」の出版により初めて流布したらしい、という意外な伝来の実態を明らかにしている。比較的小規模な作品であるが、本文は時代の波に洗われて歪んでおり、その本文再建のためには、作品成立後の享受を辿る必要性があることを示す。

さらに第一部の第三・四章では、源家長日記を取り上げ、成立論と享受史研究の融合に成功している。源家長日記は、新古今研究者によって従来から広く利用され、専論もいくつかある。しかし、その本文には錯簡など依然未解決の問題が残されていて、成立事情も明確になっておらず、内容を論ずる基礎が定まらない作品であった。太田君は、近年盛んな禁裏・公家文庫の目録学的研究に学びつつ、冷泉家時雨亭文庫蔵本が現存諸本の祖本であることを確定、同本を形態書誌学の観点から考察することで、源家長日記

のほんらいの姿を復原した。その上で、作品の成立事情に及ぶ。当初は蔵人の家の「家記」として成立したことを明らかにし、いっぽう、伝来の過程で勅撰集の編纂実務に関わる内容が注目されて、歌道師範家の秘籍として扱われたことを明らかにした。その手法は鮮やかである。早くから新古今集編纂の内情を知る文献として活用されたためか、文体が仮名であることも加えて、後鳥羽院の治世を賛美する性格がことさら強調されてしまい、そこから作品を演繹的に論ずる嫌いがあったが、決してそのようなものではなかった。今後は太田君の研究を踏まえずに、この日記を利用することはできない。

もう一つ、本論文の特色は、禁裏や廷臣諸家の旧蔵書を積極的に活用したことであろう。国文学者もすでにその概要は知っていたのであるが、しかし、平安時代後期から鎌倉時代前期では、まずは原本かそれに近い古写本ばかりが注目され、転写本にまでは目が向かなかつたのが正直なところであろう。しかし、太田君はこうしたコレクションを博搜し、これまでの研究を見直すことのできる伝本があることに気づいて、この論文で大いに活用している。それはたんに未知の古写本を紹介して終わるのではなく、その写本の形態、伝来、性格を十分に吟味して、立体的に論を構築したものである。

成果の最大のものが、第二部第三章の「道助法親王家五十首」に関する論攷であろう。この定数歌作品は『新編国歌大観』にも翻刻が収められ、基礎研究は完了しているように見えた。しかし、後世比較的よく読まれたようで伝本も多い。太田君は改めて伝本研究を見直し、見落とされていた事実をいくつも明らかにした。それは後鳥羽院により付された合点に、長・短の別があるという、基礎的で重要なことも含む。この合点はたとえば新古今歌人の歌風や院の歌論を考える指標としても使われるのだから、第一に考慮に入れなくてはならないはずが、これまでの研究者が注意しなかったのである。しかも歌の合点はその性格上、転写されると見落としが生じ、長短の別も厳密に保存されなくなる。現に伝本間でその差は大きい。太田君はこれをよく区別する田中教忠旧蔵本（田中本）に着目、それを端緒として諸本を比較し、田中本が本文としても最善であると定めた。同じ田中本に属する古写本は、第一章の「治承三年十月右大臣家歌合」の本文研究でも活用された。既に基礎的研究の備わる作品であっても、本文にさえ、なお再検証の余地が残っていることを示したものである。

本論文には、一方でなお問題点や課題も存する。

第一に、各論攷がやや孤立的であり、一貫するテーマがはっきりしていないことである。これについては終章において、歌書の機能や本文の特質が、有名な著作に限らないことを示す意図がある、と断るが、それでも有機的な構成を考えるべきであろう。論攷間の脈絡を示し、関係づけた記述が必要であるし、取り上げる作品が院政期歌壇でいかなる位置にあるのか、といった見取り図は示してほしい。

第一部のテーマである歌書の「機能」についても、果たしてそれが普遍的な働きとまで言えるのか、やや不安なところがある。第一章は教長の伝記、南都歌壇の研究として貴重な成果であり、街学的な詠風の分析的確なのだが、その活動に資した「歌書」を

想定するのは当然のことで、具体的な材料の不足のため、結論は索然としたものに終わってしまっている。このテーマで書物の流通を論ずるには、かなり後世、たとえば応仁・文明の乱で南都に疎開した公家の蔵書と著作活動などを取り上げて、ようやく十分なものになるのではないか。

そして、正治奏状といい、源家長日記といい、ともに冷泉家の蔵書が流布の源流に位置づけられるケースであった。冷泉家は鎌倉後期以後に本格的な活動を開始するので、成立に拘れば対象外なのかも知れないが、「本文」という視座で後世の変容をも対象としたのであれば、こうした歌道師範家の蔵書の行方-蒐書、保管、分散といった事柄は必ず考察しなくてはならない。田中本のうちには、山科家や東常縁などの書写活動に由来する伝本も少なくない。書写や蒐集に携わった人に注目し、その事例をもっと多く集めて分析することで、歌書の「機能」や「本文」についても初めて一般化して論ずることができる。本論文の扱った範囲においては、その点に達するほど十分な事例があるとは言いがたい。史料の探索も範囲を限定する傾向が否めず、第二部第三章で取り上げた、古懐紙の江戸期の模写は非常に多く残存し、これらを視野に入れつつ、その中で久我家伝来である点をどう考えるのか、大きくとらえて論じて欲しかった。

第二に、本文の整定、そして進んでの解釈の更新に対して、踏み込みが足りない点が挙げられる。

たとえば第一部の第三章で、源家長日記の本文について現時点では最も遡源した姿を示したわけだが、逆にそれは諸本を比較し、本文の不審を訂するという文献学の常道が通用しないことを意味している。このため文意の通じない箇所に対しては意改を尻込みせず、場合によっては江戸期の学者の見解をも参照して、本文整定に着手しなくてはならないと指摘している。ならば、この点を実地に示してみるべきである。たとえば祖本である冷泉家時雨亭文庫蔵本の書き癖、書式、書写の姿勢に、誤写の手がかりは見出せるはずで、校勘に一步でも踏み出し、源家長日記の解釈がどのように変わるかを示して欲しかった。

また、第二部の第一・二・三章では、それぞれ作品の未紹介の伝本や模写を紹介している。その本文は通行本を相対化する価値があることが述べられているが、それでは少なくとも近代は無視されてきた本文が、かつてどれほど受け容れられていたのか、あるいは影響力を持っていたのか、そのあたりの事情も述べて欲しい。本文の多種多様なあり方を認めて論ずることは、唯一無二の原本の復原に固執した近代の文献学への反省が込められているとはいえ、なれば、そうした前近代にある程度流布した本文のメカニズムをも明らかにすべきであると思われる。

第三に、考察には文学史的な拡がりが必要である。たとえば、第一部第二章は正治奏状を取り上げて、伝本研究から歌書としての働きに注目しているが、その成果はさらに展開できる。正治奏状の読みは変更せざるを得ないのであるから、後鳥羽院の新古今歌壇の始発についても再考察は必須となる。また第二部第三章では、「道助法親王

家五十首」の後鳥羽院の合点を考察したが、当然それは院の同時代和歌の批評、ひいては歌論を考える材料となる。歌壇研究を進めていけば、その結果が歌風・歌学（歌論）へも波及することは自然であろう。これは書誌的アプローチでも同様で、たとえば第二部第四章の九条家本の春日法樂百首への評価は正しいが、いっぽう、書写は意外に古く、かつ卷子本があればほど粗雑に速筆で写された例は珍しく、当該写本の特色をもう少し突っ込んで考えれば、百首歌草稿本の性質の再考に及ぶ可能性がある。また本文が細川幽斎所持本に近いとの指摘は重要で、加味して考察すべきであった。

とはいえ、個別の論攷はきわめて精緻なものであり、論証は確度が高く、提示した成果は、疑いなく今後の研究の指針となるであろう。細分化して停滞していた、院政期歌壇の研究に太田君が与えたインパクトは強い。そして、中世に限ってさえ、「歌書」と称される文献は、厩大な残存量にもかかわらず、多くが放置されている状態である。その扱う領域は広大で、考察すべき課題は多岐に亘っている。したがって必ずしも時代や歌人にとらわれずに、「歌書」の機能の考察が求められているのは確かで、その意味でも先鞭を付けたこの論文の意義はまことに大きい。今後、太田君がさまざまなアプローチを工夫しながら、新たな研究を展開していくことが期待できる。

以上の点から、審査委員一同は、本論文が博士（文学）の学位授与に十分ふさわしいと判断するものである。